

○ 家畜伝染病予防法三段表（令和八年十月一日作成）

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）	家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）	家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）
目次 第一章 総則（第一条―第三条の二） 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第四条―第十二条の七） 第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第十三条―第三十五条の二） 第四章 輸出入検疫等（第三十六条―第四十六条の四の二） 第五章 病原体の所持に関する措置（第四十六条の五―第四十六条の二十二） 第六章 雑則（第四十七条―第六十二条の五） 第七章 罰則（第六十三条―第七十二条） 附則 第一章 総則		目次 第一章 総則（第一条―第一条の三） 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の十一） 第三章 家畜の伝染性疾病のまん延の防止（第二十二条―第四十二条） 第四章 輸出入検疫等（第四十三条―第五十六条） 第五章 病原体の所持に関する措置（第五十六条の二―第五十六条の三十五） 第六章 雑則（第五十七条―第六十五条） 附則 第一章 総則

第一章から第四章まで略

第五章 病原体の所持に関する措置

第五章 病原体の所持に関する措置
(用語の定義)
第五十六条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

一 管理区域 法第四十六条の二十一第一項に規定する監視伝染病病原体（以下「監視伝染病病原体」という。）を取り扱う事業所において監視伝染病病原体を安全に管理するため、施設その他の方法により人の出入りを制限することが必要な区域をいう。

二 保管庫 監視伝染病病原体を保管する設備をいう。

三 実験室 監視伝染病病原体を使用する室（次号に掲げる検査室又は第六号に掲げる製造施設の内部にあるものを除く。）をいう。

四 検査室 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行っている機関が、その業務に伴い監視伝染病病原体を所持することとなった場合において、当該監視伝染病病原体を使用して検査を行う室をいう。

五 動物非使用検査室 動物に対して監視伝染病病原体を使用しない検査室をいう。

六 製造施設 医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品、再生医療等製品又は同条第十八項に規定する治験（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第三項（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第十三項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第

ヤビネット。以下「JISK三八〇〇」という。）に規定するバイオハザード対策用クラスⅡキャビネットの規格に適合するもの又はこれに準ずる性能を有するものをいう。

九 クラスⅢキャビネット 安全キャビネットのうち、JISK三八〇〇に規定するバイオハザード対策用クラスⅢキャビネットの基本構造に適合するものをいう。

十 ヘパフィルター 給気及び排気に係るフィルターであつて、日本産業規格B九九二七（クリーンルーム用エアフィルタ性能試験方法）に規定する試験方法による試験を行った場合において、日本産業規格Z八一二二（コンタミネーションコントロール用語）の四一四に規定する性能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

十一 飼育設備 動物に対して監視伝染病病原体を使用した場合における当該動物を飼育する設備をいう。

十二 アイソレーター その内部から外部への監視伝染病病原体の拡散を防止する装置であつて、その内部が陰圧に維持され、かつ、当該装置からの排気がヘパフィルターを通じてなされるものをいう。

十三 滅菌等設備 実験室等において使用された監視伝染病病原体又はこれにより汚染した物の滅菌等をする設備をいう。

十四 取扱等業務 法第四十六条の十七第一

(家畜伝染病病原体の所持の許可)

第四十六条の五 家畜伝染病病原体（家畜伝染病の病原体であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を所持しようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない

項に規定する許可所持者等若しくは届出伝染病等病原体を所持する者又はこれらの従業者が行う監視伝染病病原体の取扱い及び管理並びにこれらに付随する業務をいう。

十五 病原体業務従事者 取扱等業務に従事する者で、実験室等に立ち入るものをいう。

十六 防護具 帽子、手袋、眼鏡、マスクその他の監視伝染病病原体を使用する者が着用することにより当該病原体に暴露することを防止するための個人用の道具をいう。

十七 第一次容器 プラスチック製の瓶、試験管その他の監視伝染病病原体を直接入れる容器をいう。

十八 第二次容器 金属製又は強化プラスチック製の容器その他の第一次容器を保護する容器をいう。

十九 内装容器 第一次容器及び第二次容器並びにこれらに付随するものであつて、監視伝染病病原体を運搬するために必要なものの総体をいう。

二十 外装容器 ファイバ板製の容器その他の内装容器を保護する容器をいう。

(家畜伝染病病原体)

第五十六条の三 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、B A—Y S株、R B O K株、

い。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡義務者が、農林水産省令の定めるところにより、同項に規定する滅菌譲渡をするまでの間家畜伝染病病原体を所持しようとする場合

二 この項本文の許可を受けた者（以下「許可所持者」という。）又は前号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る家畜伝染病病原体を当該運搬のために所持しようとする場合

三 許可所持者又は前二号に規定する者の従業者が、その職務上家畜伝染病病原体を所持しようとする場合

LA株及び赤穂株を除く。）（別名牛疫ウイルス）

二 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、BA-Y S株、R B O K株、LA株及び赤穂株に限る。）（別名牛疫ウイルス）

三 マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるものに限る。）（別名牛肺疫菌）

四 アフトウイルス・フットアンドマウスデ

イジーズウイルス（別名口蹄疫ウイルス）

五 マイコバクテリウム・ボービス（別名結核菌）

六 オルビウイルス・アフリカンホースシツクネスウイルス（別名アフリカ馬疫ウイルス）

七 モルビリウイルス・ペストデブテイルミ

ナンウイルス（別名小反芻獣疫ウイルス）

八 ペスチウイルス・クラシカルスワインフ

イーバーウイルス（別名豚熱ウイルス）

九 アスファイウイルス・アフリカンスワイン

フィーバーウイルス（別名アフリカ豚熱ウイルス）

十 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ 週齢が満六週の鶏におけるI V O P I

(静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。)

ロ 週齢が満四週以上満八週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が七十五パーセント以上であること。

ハ 血清亜型がH五又はH七であつて、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。

十一 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(血清亜型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの(前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体を除く。))に限る。
(別名低病原性鳥インフルエンザウイルス)

イ A/chicken/Mexico/232/94/
CPA(H5N2)

ロ A-H5N9 TW68 Bio

ハ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1)

ニ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7)

ホ A/duck/Hokkaido/Vac-3/
2007(H5N1)

ヘ A/common magpie/Hong Kong/5052/
2007(H5N1) (SJRG-166615)

ト A/Ezo red fox/Hokkaido/1/

2022 (HEN1) (NIID—002)
チ A \turkey \Turkey \1 \2005 (HEN1) (NIBRG-23)
リ rg A \bar-headed goose \Qinghai lake \1a \05 [R] 6+2(163222)
× rg A \whooper swan \Mongolia \244 \05 [R] 6+2(163243)

(家畜伝染病病原体の所持の許可)
第五十六条の四 法第四十六条の五第一項本文の許可は、事業所ごとに受けなければならない。

(滅菌譲渡義務者の所持の基準)

第五十六条の五 法第四十六条の五第一項第一号の規定による家畜伝染病病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 滅菌等をする場合にあつては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から七日以内に、第五十六条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこと

2

前項本文の許可を受けようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 家畜伝染病病原体の種類
 - 三 所持の目的及び方法
 - 四 家畜伝染病病原体の保管、使用及び滅菌又は無害化をする施設（以下「取扱施設」という。）の位置、構造及び設備
-

とし、譲渡しをする場合にあっては、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日から遅滞なく行うこと。

イ 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合 所持することを要しなくなつた日

ロ 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日

ハ 家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日

（所持の許可の申請）

第五十六条の六 法第四十六条の五第二項の申請書の提出は、別記様式第三十一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

- 一 法人にあっては、法人の登記事項証明書
 - 二 所持の開始の予定時期を記載した書面
 - 三 法第四十六条の五第一項本文の許可を受けようとする者が、法第四十六条の六第二項各号に掲げる者に該当しない旨の宣誓書
 - 四 取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
 - 五 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取
-

(許可の基準等)

第四十六条の六 農林水産大臣は、前条第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本文の許可をしてはならない。

一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他農林水産省令で定める製品の製造又は試験研究であること。

二 取扱施設の位置、構造及び設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合するものであることその他その申請に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、又はまん延するおそれがないこと。

扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

六 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。）

七 その他当該申請書の提出に係る取扱施設が法第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

2 農林水産大臣は、法第四十六条の五第一項本文の許可をするに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

(所持の許可に係る製品)

第五十六条の七 法第四十六条の六第一項第一号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める製品は、検査試薬とする。

(重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)

第五十六条の八 法第四十六条の六第一項第二号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、

-
- 第四号及び第九号に掲げる病原体（以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。
- 一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。
- 二 重点管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとすること。
- イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重点管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
- ロ 実験室等の内部に、安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの重点管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること）。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 重点管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- (2) 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- ハ 実験室等に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。
-

-
-
-
- (1) 通常前室及び(㉔)のシャワー室を通じてのみ実験室等に入出入りすることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
- (2) 前室にシャワー室を設けるとともに、当該シャワー室にインターロック又はこれに準ずる機能を有する気密性のある二重扉を設けること。
- (3) 前室に、当該前室からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有する排水設備を設けること。
- ニ
実験室等に、次に定めるところにより、給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。
- (1) 給気設備は、実験室等への給気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (3) 排水設備は、実験室等からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有すること。
- ホ
実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- ヘ
実験室等の内部を陰圧に維持すること
-

ができる構造であること。

四 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。この場合において、飼育設備を排気設備の排気口付近に設けるときは、前号ニ⑤中「二以上」とあるのは、「二以上」とする。

ロ 当該取扱施設に、焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。

五 重点管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。

六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。

七 当該取扱施設は、その稼働状況を確認する装置を備え、当該稼働状況を常に監視する者を配置すること。

八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

（要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準）

第五十六条の九 法第四十六条の六第一項第二号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原

体以外の家畜伝染病病原体（以下「要管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。

二 要管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 要管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとすること。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他要管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの要管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 要管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

-
- ハ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。
- (1) 通常前室を通じてのみ実験室等に出入りすることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。
- (2) 前室の出入口に、インターロック又はこれに準ずる機能を有する二重扉を設けること。
- ニ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、当該実験室等の内部にクラスⅢキャビネットのみを備えている場合は、この限りでない。
- (1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができる構造であること。
- (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。
- ホ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- ヘ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための
-

設備又は器具を設けること。

ト 実験室等は、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去するために密閉することができ構造であること。

四 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。

ロ 当該取扱施設に、焼却炉を設けること。ただし、これと同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ハ 当該実験室等の前室に、シャワー室を設けること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該実験室等において、専用の衣服（当該実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。）を二重に着用して作業する場合

(2) 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける場合

(3) アイソレーター内又は安全キャビネット内において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合

五 要管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は実験室等の内部に設けること。

六 、実験室等（動物非使用検査室を除く。）

にあつては、当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。ただし、実験室等に、当該実験室等への給気がヘパフィルターを通じてなされる構造である給気設備を設けている場合は、この限りでない。

七 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2 第五十六条の三第二号及び第十一号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号ハ、ニ及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

3 第五十六条の三第十一号に掲げる病原体（第五十六条の三第十号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、同項第三号ニ中「設けること」とあるのは「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。

4 前項の病原体の取扱施設であつて、次に掲げる要件に該当するものについては、第一項第三号ハ、ニ及びト、第四号並びに第六号の

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。

一 心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者として農林水産省令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 この法律、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 第四十六条の九第一項の規定により許可

規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

一 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける施設であること。

二 アイソレーター内又は安全キャビネット内において鳥類に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する施設であること。

（心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者）

第五十六条の九の二 法第四十六条の六第二項第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜伝染病病原体を適正に所持するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

六 第四十六条の九第一項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条の十一第二項の規定による届出をした者（当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に第四十六条の十一第二項の規定による届出があつた場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定

（政令で定める使用人）
第八条 法第四十六条の六第二項第七号、第九号及び第十号（これらの規定を法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、次に掲げるものの代表者である使用人とする。

める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

八 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

3 前条第一項本文の許可には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（許可証）

第四十六条の七 農林水産大臣は、第四十六条の五第一項本文の許可をしたときは、その許可に係る家畜伝染病病原体の種類その他農林

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第四十六条の五第一項に規定する家畜伝染病病原体の所持に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（所持に係る許可証）

第五十六条の十 法第四十六条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項の許可証（以下「許可証」という。）

水産省令で定める事項を記載した許可証を交付しなければならない。

2 許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、農林水産省令で定める。

(許可事項の変更)

第四十六条の八 許可所持者は、第四十六条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更

の様式は、別記様式第三十三号とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 所持の目的及び方法

三 取扱施設の名称及び所在地

四 法第四十六条の六第三項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件

2 許可所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第三十四号による申請書及び許可証が汚損された場合にあってはその許可証を農林水産大臣に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

3 許可所持者は、次に掲げるときは、直ちにその許可証(第三号の場合にあっては、発見した許可証)を農林水産大臣に返納しなければならない。

一 所持の目的を達したとき又はこれを失ったとき。

二 法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消されたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

(許可事項の変更の許可の申請)

第五十六条の十一 法第四十六条の八第一項本文の規定による変更の許可の申請は、別記様式第三十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 許可所持者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならな

一 変更の予定時期を記載した書面
二 変更に係る第五十六条の六第四号から第七号までに掲げる書類
三 工事を伴うときは、その予定工事期間並びにその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し講ずる措置を記載した書面
2 法第四十六条の八第一項本文の許可を受けようとする許可所持者は、その許可の申請の際に、許可証を農林水産大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

(許可事項の変更の許可を要しない軽微な変更)
第五十六条の十二 法第四十六条の八第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 取扱施設の廃止(家畜伝染病病原体の法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡(以下「滅菌譲渡」という。)を伴わないものに限る。)
二 所持の方法の変更
三 管理区域の変更及び設備の増設(工事を伴わないものに限る。)

(許可事項の軽微な変更の届出)
第五十六条の十三 法第四十六条の八第二項の規定による届出は、別記様式第三十六号による届出書に第五十六条の十一第一項第一号及

い。

3 許可所持者は、第四十六条の五第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、農林水産省令の定めるところにより、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 第一項本文の許可には、第四十六条の六の規定を準用する。

(許可の取消し等)

第四十六条の九 農林水産大臣は、許可所持者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第四十六条の五第一項本文の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可の効力を停止することができる。

一 取扱施設の位置、構造又は設備が第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合しなくなつたとき。

二 第四十六条の六第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第四十六条の六第三項（前条第四項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 前項の規定による許可の取消し及び効力の停止に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

び第二号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第五十六条の十四 法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 法人の名称を変更する場合にあつては、変更後の法人の登記事項証明書

二 氏名を変更する場合にあつては、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号（第九号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

三 法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第九号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

(精神障害の届出)

第五十六条の十四の二 許可所持者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可所持者が精神の機能の障害を有する状態となりその許可に係る家畜伝染病病原体の適正な所持を継続することが著しく困難となつたときは、農林水産大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(家畜伝染病病原体の譲渡し及び譲受けの制限)

第四十六条の十 家畜伝染病病原体は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を、他の許可所持者（当該家畜伝染病病原体に係る第四十六条の五第一項本文の許可を受けた者に限る。以下この号において同じ。）に譲り渡し、又は他の許可所持者若しくは次条第二項に規定する滅菌譲渡義務者から譲り受ける場合

二 次条第二項に規定する滅菌譲渡義務者が家畜伝染病病原体を、農林水産省令の定めるところにより、許可所持者（当該家畜伝染病病原体に係る第四十六条の五第一項本文の許可を受けた者に限る。）に譲り渡す場合

(滅菌等)

第四十六条の十一 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その所持する家畜伝染病病原体の滅菌若しくは無害化（以下「滅菌等」という。）をし、又はその譲渡しをしなければならない。

一 許可所持者 その許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなった場合又は第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、若しくはその許可の効

(譲渡しの制限)

第五十六条の十五 法第四十六条の十第二号の規定による家畜伝染病病原体の譲渡しは、法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出をしてするものとする。

力を停止された場合

二 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行っている機関（前号に掲げる者を除く。）その業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなった場合

2 前項の規定により家畜伝染病病原体の滅菌等又は譲渡し（以下「滅菌譲渡」という。）をしなければならない者（以下「滅菌譲渡義務者」という。）が、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡をしようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の種類、滅菌譲渡の方法その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 許可所持者が、その許可に係る家畜伝染病病原体を所持することを要しなくなった場合において、前項の規定による届出をしたときは、第四十六条の五第一項本文の許可は、その効力を失う。

（滅菌譲渡の届出）

第五十六条の十六 法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から滅菌譲渡をするまでの間に、速やかに行わなければならない。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなった場合 所持することを要しなくなった日

二 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日

三 家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなった場合 当該所持の開始の日

2 法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 滅菌譲渡の予定日

三 譲渡しをする場合にあつては、譲り受け

4 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、滅菌譲渡義務者に対し、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の方法の変更その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(家畜伝染病発生予防規程の作成等)

第四十六条の十二 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の所持を開始する前に、家畜伝染病発生予防規程を作成し、農林水産大臣に届け出なければならない。

る事業所の名称及び所在地

(措置命令書の記載事項)

第五十六条の十七 法第四十六条の十一第四項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書を交付して行うものとする。

- 一 講ずべき措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

(家畜伝染病発生予防規程)

第五十六条の十八 法第四十六条の十二第一項の規定による家畜伝染病発生予防規程の作成は、次に掲げる事項について定めて行うものとする。

- 一 病原体取扱主任者その他の家畜伝染病病原体の取扱い及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 二 家畜伝染病病原体の取扱いに従事する者であつて、実験室等に立ち入るものの制限に関すること。
- 三 取扱施設の維持及び管理に関すること。
- 四 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること。
- 五 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること。
- 六 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
- 七 法第四十六条の十五の規定による記帳及

2 許可所持者は、家畜伝染病発生予防規程を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

3 農林水産大臣は、家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、許可所持者に対し、家畜伝染病発生予防規程を変更すべき旨を命ずることができる。

(病原体取扱主任者の選任等)

第四十六条の十三 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、当該家畜伝染病病原体の取扱いの知識経験に関する要件として農林水産省令で定めるものを備える者のうちから、病原体

び保存に關すること。

八 家畜伝染病病原体の取扱いに係る情報の管理に關すること。

九 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に關すること。

十 災害時の応急措置に關すること。

十一 その他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に關し必要な事項

2 法第四十六条の十二第一項の規定による届出は、別記様式第三十九号によりするものとする。

3 法第四十六条の十二第二項の規定による届出は、別記様式第四十号により、変更後の家畜伝染病発生予防規程を添えてしなければならない。

(病原体取扱主任者の要件)

第五十六条の十九 法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱いに關する十分な知識経験を有するものから選任することとする。

一 獣医師

取扱主任者を選任しなければならない。

- 2 許可所持者は、病原体取扱主任者を選任したときは、農林水産省令の定めるところにより、その選任の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 病原体取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 4 取扱施設に立ち入る者は、病原体取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは家畜伝染病発生予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 5 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体取扱主任者の意見

- 二 医師
 - 三 歯科医師
 - 四 薬剤師
 - 五 臨床検査技師
 - 六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法第百四条第七項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて同号に規定する課程を修了した者
- （病原体取扱主任者の選任等の届出）
- 第五十六条の二十 法第四十六条の十三第二項の規定による病原体取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一号によりするものとする。

を尊重しなければならない。

6 農林水産大臣は、病原体取扱主任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、許可所持者に対し、当該病原体取扱主任者を解任すべき旨を命ずることができる。

(教育訓練)

第四十六条の十四 許可所持者は、取扱施設に立ち入る者に対し、農林水産省令の定めるところにより、家畜伝染病発生予防規程の周知を図るほか、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(教育訓練)

第五十六条の二十一 法第四十六条の十四の教育及び訓練は、管理区域（要管理家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体の取扱施設にあつては、実験室等。以下「管理区域等」という。）に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、次に掲げるところにより施すものとする。

一 病原体業務従事者に対する教育及び訓練（次号の教育及び訓練を除く。）は、初めて管理区域等に立ち入る前及び管理区域等に立ち入った後にあつては三年を超えない期間ごとに行うこと。

二 病原体業務従事者で重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の管理区域に立ち入るものに対する当該病原体の取扱い及び管理に習熟するための教育及び訓練は、初めて当該管理区域に立ち入った後に行うこと。

三 取扱等業務に従事する者で管理区域等に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては三年を超えない期間ごとに行うこと。

(記帳義務)

第四十六條の十五 許可所持者は、農林水産省令の定めるところにより、帳簿を備え、その所持する家畜伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければ

四 前三号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に掲げる項目（前号に規定する者にあつては、イに掲げるものを除く。）について行うこと。

- イ 家畜伝染病病原体の性質
- ロ 家畜伝染病病原体の管理
- ハ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する法令

ニ 家畜伝染病発生予防規程

五 第一号から第三号までに規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、その者が立ち入る取扱施設において家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第四号イからニまでに掲げる項目又は同項第五号の事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に関する教育及び訓練を省略することができる。

(記帳)

第五十六條の二十二 法第四十六條の十五第一項の規定により許可所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

- 一 受入れ又は払出しに係る家畜伝染病病原体の種類及び数量

ならない。

二	家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しの年月日
三	家畜伝染病病原体の保管の方法及び場所
四	使用に係る家畜伝染病病原体の種類
五	家畜伝染病病原体の使用の年月日
六	滅菌譲渡に係る家畜伝染病病原体の種類
七	家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の年月日
八	家畜伝染病病原体の滅菌等の方法及び場所
九	家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
十	家畜伝染病病原体の使用をした者の氏名
十一	家畜伝染病病原体の滅菌等をした者の氏名
十二	重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に立ち入った者の氏名
十三	重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域への立入りの年月日
十四	重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
十五	取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名
2	前項各号に掲げる事項の細目が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を

2 前項の帳簿は、農林水産省令の定めるところにより、保存しなければならない。

(施設の基準等)

第四十六条の十六 許可所持者は、取扱施設の位置、構造及び設備を第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 農林水産大臣は、取扱施設の位置、構造又は設備が前項の技術上の基準に適合していないときは、許可所持者に対し、当該施設の修理又は改造その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(保管等の基準等)

第四十六条の十七 許可所持者及び滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「許可所持者等」という。)は、その所持する家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。以下同じ。)又は滅菌等をする場合においては、農林水産省令で定める技術上の基準に従

用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 許可所持者は、一年ごとに法第四十六条の十五第一項の帳簿を閉鎖しなければならない。

4 法第四十六条の十五第二項の規定による帳簿の保存は、前項の規定による帳簿の閉鎖後一年間行うものとする。

(家畜伝染病病原体の保管の基準)

第五十六条の二十三 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 重点管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

つて当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 農林水産大臣は、許可所持者等が講ずる家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないときは、その者に対し、その保管、使用、運搬又は滅菌等の方法の変更その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

二 重点管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き重点管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 要管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き要管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 要管理家畜伝染病病原体の保管施設（要管理家畜伝染病病原体を実験室等内において保管する場合にあつては、当該実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること）。

3 第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「実験室等の前室（動物非使

用検査室にあつては、当該動物非使用検査室
（）」とあるのは、「実験室等」とする。

（家畜伝染病病原体の使用の基準）

第五十六条の二十四 法第四十六条の十七第一
項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の使用に係る
ものは、次のとおりとする。

一 実験室等に立ち入るときは、その前室に
おいて専用の衣服（実験室等に立ち入る者
が着用する全ての衣服をいう。以下この項
において同じ。）及び防護具を着用するこ
と。

二 実験室等において衣服及び防護具を着用
して作業すること。

三 重点管理家畜伝染病病原体の使用は、次
に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設
を除く。）の内部に備えられた安全キャビ
ネットにおいて行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うも
のでない場合

ロ 動物に対して重点管理家畜伝染病原
体を使用する場合において、その大きさ
のために当該動物を安全キャビネットに
収容することができないとき。

四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙
及び化粧を禁止すること。

五 実験室等から退出するときは、その前室
において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを
当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌

-
- 等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の重点管理家畜伝染病病原体による汚染の除去をすること。
- 七 実験室等からの排気は、排気設備により滅菌等を行うこと。
- 八 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室からの排水は、排水設備又は滅菌等設備により滅菌等を行うこと。
- 九 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等を行うこと。
- 十 実験室等において重点管理家畜伝染病病原体を使用した者は、使用日から起算して七日間、管理区域外において当該重点管理家畜伝染病病原体に感染する動物と接触しないこと。
- 十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十二 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、第十
-

四号の許可とは別に、病原体取扱主任者の許可を得ること。

ロ やむを得ない場合を除き、重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ハ 重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等をするともに、持ち出した当該死体を取扱施設に設けられた焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備により焼却すること。ただし、重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

ニ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ホ 節足動物及び齧歯類^{げっしゅ}の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十三 実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十四 事前に許可所持者及び病原体取扱主任者の許可を得ていない者の管理区域への立ち入りを禁止し、これらの者の許可を得て病原体業務従事者以外の者が当該管理区域に立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

2 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝

-
- 染病病原体の取扱施設（第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設を除く。）における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。
- 一 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に立ち入るときは、その前室において専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服（動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する実験室等にあつては、当該実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服）をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用すること。
 - 二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。
 - 三 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
 - イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
 - 五 実験室等から退出するときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）
-

-
- ）にあつては、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- ロ 動物非使用検査室にあつては、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該動物非使用検査室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 七 実験室等（動物非使用検査室を除く。）からの排気は、排気設備により滅菌等を行うこと。
- 八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）からの排水は、滅菌等設備により滅菌等を行うこと。
- 九 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をする
-

こと。

ロ 動物非使用検査室にあつては、滅菌等設備により当該物品の滅菌等を行うこと。

十 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。

十一 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を得ること。

ロ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ハ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等をするとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた焼却炉により焼却し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。

ニ 当該実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。ただし、第五十六条の九第一項第四号ハ(ニ)から(エ)までのいずれにも該当する場合は、この限

りでない。

ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。

ヘ 節足動物及び齧歯類^{げっ}の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十二 実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

3 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室等において衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。

二 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。

イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

-
- ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 三 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 四 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該実験室等から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 五 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 六 第五十六条の九第三項の取扱施設において実験室等と同条第一項第三号ニの排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等すること。
- 七 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができ容器に入れて当該実験室等から持ち出し、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等すること。
- 八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封すること。
-

-
- とができる容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等を行うこと。
- 九 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
- イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。
- ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。
- ハ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
- ニ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等を行う場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
-

へ 節足動物及び齧歯類^{けつ}の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十二 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

（監視伝染病病原体の運搬及び滅菌等の基準）

第五十六条の二十五 法第四十六条の第十七第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の運搬に係るものは、次のとおりとする。

一 監視伝染病病原体の運搬は、これを容器（内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）に入れた状態で行うこと。

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ロ やむを得ない場合を除き開封されないように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。

ハ 内容物の漏えいのおそれがない十分な

料	内装容器の材質	料
	外装容器の材質	

強度及び耐水性を有するものであること。

二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないこと。

ホ 第一次容器は、適切な方法により密閉されたものであること。

ヘ 第二次容器は、適切な方法により密閉され、かつ、九十五キロパスカル以上の内部のゲージ圧力及び零下四十度から摂氏五十五度までの温度の変化に耐えるものであること。

ト 外装容器は、直方体のもので、少なくともその一面は各辺が十センチメートル以上のものとする。

チ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次の表の上欄に掲げる内装容器の材料及び同表の中欄に掲げる外装容器の材料につき、それぞれ同表の下欄に定める条件の下に置いた後、速やかに九メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

備考 一 この表において「条件一」とは、容器を零下十八度以下の温度の下に二十四時間（ドライアイスを入れる場合にあつては、四時間と当該ドライアイスが全て気化するまでの時間とのいずれか長い時間）以上置くことをいう。 二 この表において「条件二」とは、容器を少なくとも一時間当たりの水量が約五十ミリメートルの降水に一時間以上さらすことをいう。	プラスチック	プラスチック	条件一
	プラスチック	ファイバ版（段ボール）	条件一及び条件二
	プラスチック	その他のもの	条件一
	その他のもの	プラスチック	条件一
	その他のもの	ファイバ版（段ボール）	条件二
リ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次に掲げる条件の下に置いた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。 (1) 当該容器の総質量が七キログラム以下の場合にあつては、鋼鉄丸棒であつて、その質量が七キログラム、その直径が三・八センチメートル以下、か			

つ、その先端の半径が〇・六センチメートル以下のものを、当該容器に、一米ートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

(2) 当該容器の総質量が七キログラムを超える場合にあつては、当該容器を、硬質の水平面に垂直に固定した鋼鉄丸棒であつて、その直径が三・八センチメートル、その長さが二十センチメートル、かつ、その上端の半径が〇・六センチメートル以下のものに、一米ートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

ヌ 一の第二次容器に二以上の第一次容器を入れる場合には、第一次容器同士の接触がないように、第一次容器を個々に包装し、又は分離して包装すること。

ル 監視伝染病病原体と他の物（当該監視伝染病病原体を運搬するために必要なものを除く。）を同一の外装容器に入れないこと。

ヲ 液状の物質を運搬する際に吸収材又は緩衝材を使用する場合には、当該吸収材又は緩衝材は、当該液状の物質の全量を吸収することができる量とすること。

ワ 環境温度以上の温度の下において運搬する場合には、第一次容器は、ガラス製、金属製又はプラスチック製であること

-
- 。カ 外装容器に氷を入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該氷が溶けても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、漏水を防止する措置を講ずること。
- ヨ 外装容器にドライアイスを入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該ドライアイスが気化しても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、気化したドライアイスのガスを放散する措置を講ずること。
- タ 液化窒素を使用する場合には、第一次容器がプラスチック製であり、かつ、第一次容器及び第二次容器が液化窒素の温度に耐えるものであること。
- レ 凍結乾燥の物質を運搬する場合には、第一次容器は、火炎密封されたガラス製のアンプル又はゴム栓をした金属製のシール付きのガラス製の瓶とすることができること。
- ソ 外装容器に、内容物の項目リストを封入すること。
- 三 容器の表面には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 様式第四十二号による表示を容易に消せない方法で付すること。
- ロ 様式第四十三号による標識を見やすいように付すること。
- ハ 液状の監視伝染病病原体を入れる場合
-

には、容器の表面には、ロの標識のほか、様式第四十四号による標識をその相対する二側面に見やすいように付すること。

二 次に掲げる事項を見やすいように表示すること。

(1) 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所

(2) 責任者の氏名又は名称及び電話番号

(3) 「病毒を移しやすい物質（動物に
対し伝染性があるもの）」及び「UN
二九〇〇」の文字（人体に対しても伝
染性がある病原体を運搬する場合にあ
つては、「病毒を移しやすい物質（人
体に対し伝染性があるもの）」及び「
UN二八一四」の文字）

四 監視伝染病病原体を入れた容器の車両等
への積付けは、運搬中において移動、転倒
、転落等により安全性が損なわれないよう
に行うこと。

五 重点管理家畜伝染病病原体を運搬する者
は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 第三号ニ(㉔)から(㉔)までに掲げる事項
その他参考となる事項を荷送人が記載し
た書面を携行すること。

ロ 重点管理家畜伝染病病原体の取扱方法
、事故が生じた場合に講じなければなら
ない措置その他の当該病原体の運搬に関
し留意すべき事項を記載した書面を携行

すること。

ハ 事故が生じた場合に必要の有効塩素濃度〇・一パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又はこれと同等以上の効果を有するものを携行すること。

2 前項第二号ロ、トからリまで、ル、カ及びソ、第三号及び第五号の規定は、事業所内において行う家畜伝染病病原体の運搬については、適用しない。

3 事業所内において行う届出伝染病等病原体の運搬については、第一項第二号（イ、ハ及びニを除く。）、第三号及び第五号の規定は適用せず、同項第一号の規定の適用については、同号中「容器（内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「密封することができる容器」とする。

4 法第四十六条の十七第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌する方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

二 排水は、摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌する方法又はこれら

(災害時の応急措置)

第四十六条の十八 許可所持者等は、その所持する家畜伝染病病原体に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延した場合又は当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、農林水産省令の定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 許可所持者等は、前項に規定する場合においては、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の場合において、当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があるときは、許可所持者等に対し、当該家畜伝染病病原体の保管場所の変更、当該家畜伝染病病原体の滅菌等その他当

と同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

(災害時の応急措置)

第五十六条の二十六 法第四十六条の十八第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により講じなければならない応急の措置は、次に掲げるところによる。

一 必要に応じて監視伝染病病原体を安全な場所に移すとともに、監視伝染病病原体がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入らないようにするための措置を講ずるよう努めること。

二 その他監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずること。

2 法第四十六条の十八第二項（法第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四十五号によりするものとする。

該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(届出伝染病等病原体の所持の届出)

第四十六条の十九 届出伝染病等病原体（家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病の病原体及び届出伝染病の病原体であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を所持する者は、農林水産省令の定めるところにより、その所持の開始の日から七日以内に、当該届出伝染病等病原体の種類その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行っている機関が、その業務に伴い届出伝染病等病原体を所持することとなつた場合において、農林水産省令の定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間当該届出伝染病等病原体を所持するとき。
- 二 届出伝染病等病原体を所持する者から運搬又は滅菌等を委託された者が、その委託に係る届出伝染病等病原体を当該運搬又は滅菌等のために所持する場合
- 三 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者が、その職務上届出伝染病等病原体を所持する場合

(届出伝染病等病原体)

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスアラゴアスウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）
- 二 ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスインディアナウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）
- 三 ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスニュージャージーウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）
- 四 カプリポックスウイルス・ランピースキンデイズウイルス（別名ランピースキン病ウイルス）
- 五 パスツレラ・マルトシダ（莢膜抗原型がB又はBであるものであつて、菌体抗原型がHedlestonの型別で二又は二・五であるものに限る。）（別名出血性敗血症菌）
- 六 ブルセラ・オビス（別名ブルセラ症菌）
- 七 マイコバクテリウム・カプレ（別名結核菌）
- 八 レンチウイルス・エクインインフェクシヤスアネミアウイルス（別名馬伝染性貧血ウイルス）

-
- 九 エンテロウイルス・スワインベシキユラーデイズウイルス（別名豚水疱病ウイルス）
- 十 インフルエンザウイルス・インフルエンザウイルス（第五十六条の三第十一号イからヌまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）
- 十一 エイブラウイルス・ニューカッスルデイズウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）（別名ニューカッスル病ウイルス）
- イ 鶏の初生ひなにおけるICPIが〇・七以上であること。
- ロ 次のいずれにも該当すること。
- (1) F蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。
- (2) F蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。
- 十二 サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナラムであるものであつて、生物型がプロラム又はガリナラムであるものに限る。）（別名家きんサルモネラ症菌）
- 十三 マカウイルス・アルセラ・パインヘルペスウイルス一（別名悪性カタル熱ウイルス）
- 十四 マカウイルス・オバインヘルペスウイルス二（別名悪性カタル熱ウイルス）
-

十五 インフルエンザウイルス^ア・インフル
エンザAウイルス（血清亜型がH3N8又
はH7N7であるものであつて、馬から分
離されたものに限る。）（別名馬インフル
エンザウイルス）
十六 ベシウイルス・ベシキュラーエグザン
テマオブスワインウイルス（別名豚水疱疹^{ほうしん}
ウイルス）

（届出伝染病等病原体の所持の届出）

第五十六条の二十八 法第四十六条の十九第一
項本文の届出は、事業所ごとに、別記様式第
四十六号による届出書に次に掲げる書類を添
えてするものとする。

一 法人にあつては、法人の登記事項証明書
二 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし
、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取
図

三 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届
出伝染病等病原体の取扱いに係る室の間取
り、設備、用途及び出入口、管理区域並び
に別記様式第三十二号による標識を付ける
箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた
平面図

四 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届
出伝染病等病原体の取扱いに係る主要部分
の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全
て前号の平面図に図示されている場合を除

く。)

五 その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の技術上の基準に適合していることを説明した書類

2 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 所持の開始の年月日

三 届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備

(家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関の届出伝染病等病原体の所持の基準)

第五十六条の二十九 法第四十六条の十九第一項第一号の規定による届出伝染病等病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 滅菌等をする場合にあつては、所持の開始の日から十日以内に、第五十六条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをす

2 前項本文の規定による届出をした者（次条第一項において「届出所持者」という。）は、その届出に係る事項を変更したときは、農林水産省令の定めるところにより、その変更の日から七日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。その届出に係る届出伝染病等病原体を所持しないこととなつたときも、同様とする。

（準用）

第四十六条の二十 届出所持者には、第四十六条の十五及び第四十六条の十六の規定を準用する。この場合において、第四十六条の十五第一項及び第四十六条の十六第二項中「家畜伝染病病原体」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「家畜伝染病の」とあるのは「家畜の伝染性疾病の」と、同条中「取扱施設」とあるのは「届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等をする施設」と、同条第一項中「第四十六条の六第一項第二号の」とあるのは「農林水産省令で定める」と読み替えるものとする。

る場合にあつては、所持の開始の日後遅滞なく行うこと。

（所持の届出に係る変更及び不所持の届出）
第五十六条の三十 法第四十六条の十九第二項の規定による変更及び不所持の届出は、別記様式第四十七号による届出書に、変更の届出にあつては第五十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる書類を添えてするものとする。

（記帳）

第五十六条の三十一 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十五第一項の規定により届出所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

- 一 受入れ又は払出しに係る届出伝染病等病原体の種類及び数量
- 二 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しの年月日
- 三 届出伝染病等病原体の保管の方法及び場所
- 四 使用に係る届出伝染病等病原体の種類
- 五 届出伝染病等病原体の使用の年月日
- 六 滅菌譲渡に係る届出伝染病等病原体の種類
- 七 届出伝染病等病原体の滅菌譲渡の年月日
- 八 届出伝染病等病原体の滅菌等の方法及び

場所	九 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
	十 届出伝染病等病原体の使用をした者の氏名
	十一 届出伝染病等病原体の滅菌等をした者の氏名
	十二 届出伝染病等病原体取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名
2	前項の帳簿には、第五十六条の二十二第二項から第四項までの規定を準用する。
(届出伝染病等病原体取扱施設の基準) 第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。	
	一 当該届出伝染病等病原体取扱施設に、管理区域を設定すること。
	二 届出伝染病等病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
	三 届出伝染病等病原体の実験室等は、次のとおりとすること。
	イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他

届出伝染病等病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの届出伝染病等病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 届出伝染病等病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさにために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ニ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

四 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとすること。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部に設けること。

ロ 第五十六条の二十七第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げ

2 届出伝染病等病原体を所持する者（前条第一項第三号の従業者を除く。以下同じ。）に

る病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。

(1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができ構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

五 届出伝染病等病原体の滅菌等設備は、当該届出伝染病等病原体取扱施設の内部に設けること。

六 一年に一回以上定期的に当該届出伝染病等病原体取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2 前項の規定は、第五十六条の三第十一号イからヌまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

（届出伝染病等病原体の保管及び使用の基準）

は、第四十六条の十七及び第四十六条の十八の規定を準用する。この場合において、第四十六条の十七並びに第四十六条の十八第一項及び第三項中「家畜伝染病病原体」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「による家畜伝染病」とあるのは「による家畜の伝染性疾病」と読み替えるものとする。

（事業所管大臣等に対する要請）

第四十六条の二十一 農林水産大臣は、家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体（以下「監視伝染病病原体」という。）による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該監視伝染病病原体を取り扱う事業者の事業を所管する大臣に対し、当該事業者による監視伝染病病原体の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 農林水産大臣は、監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜の伝染性疾病に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。

第五十六条の三十三 法第四十六条の第二十二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

一 届出伝染病等病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 届出伝染病等病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 届出伝染病等病原体の保管施設（届出伝染病等病原体を実験室内において保管する場合にあつては、当該実験室等）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

2 法第四十六条の二十二第二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室内においては、専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。

二 届出伝染病等病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く

-
- 。）の内部に備えられた安全キャビネット
において行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 三 届出伝染病等病原体を使用する際には、実験室等のドアを閉めておくこと。
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぐこと。
- 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 七 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験室等から持ち出し、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等すること。
- 八 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した
-

当該物品を届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等を行うこと。

九 実験室等における作業に関係しない動物を実験室等内に入れないこと。

十 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体業務従事者の許可を受けること。

ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。

ハ 前条第一項第四号ロの実験室等において同号ロの排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等を行うこと。

ニ やむを得ない場合を除き、届出伝染病等病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

ホ 届出伝染病等病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等を行う場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、届出伝染病等病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合

(適用除外)

第四十六条の二十二 第四十六条の五から前条までの規定は、次に掲げる病原体については、適用しない。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二十五第一項（これらの規定が同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認又は同法第二十三条の二の二十三第一項（同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に

合は、この限りでない。

へ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に届出伝染病等病原体による汚染を除去すること。

ト 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十二 実験室等には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

3 前二項の規定は、前条第二項の施設については、適用しない。

(適用除外となる病原体)

第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

- 一 マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるものの株に限る。）
- 二 ペスチウイルス・クラシカルスウィンプイーバーウイルス（GPEI株に限る。）
- 三 マイコバクテリウム・ボービス（*Bacille Calmette-Guérin*株に限る。）
- 四 生物学的製剤（動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第二百十三条第四号の生物学的製剤に限る。）又は再生医療等製品（同令第二百十四条各

よる認証を受けた医薬品又は再生医療等製品に含有される病原体その他これに準ずる病原体であつて家畜の伝染性疾病を発生させるおそれがほとんどないものとして農林水産省令で定めるもの

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二十二項に規定する一種病原体等、同条第二十三項に規定する二種病原体等、同条第二十四項に規定する三種病原体等又は同条第二十五項に規定する四種病原体等（それによる家畜伝染病のまん延により家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある病原体として農林水産省令で定めるものを除く。）に該当する病原体

号の再生医療等製品に限る。）に含まれて
いる病原体

五 生物学的製剤又は再生医療等製品の製造のため緊急の必要がある場合において当該製造に使用される病原体その他農林水産大臣が法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないとして認めて公示した病原体

※平成十年農林水産省告示第五百五号（家畜伝染病予防法第三十六条の二第二項の規定に基づく家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のもの）（略）

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 第五十六条の三十号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH二N二、H五N一、H七N七又はH七N九であるもの（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）の病原体を除く。）

二 第五十六条の三十一号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH五N一、H七N七又はH七N九であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

第六章 略

- 三 第五十六条の三第十一号ハからヌまでに掲げる病原体
- 四 第五十六条の二十七第十五号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH7N7であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）

第七章 罰則

第六十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の獣医師又は所有者がこれらの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十六条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第四十四条の二又は第四十五条第一項（第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第四十四条の二及び第四十五条第一項については、第六十二条第一項において準用する

場合を含む。)の規定に違反したとき。

三 第十七条第一項又は第十七条の二第五項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十六条第三項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。

五 第四十条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

第六十四条 第四十六条の五第一項又は第四十六条の十(これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十六条第二項、第二十一条第一項若しくは第三項、第五十条、第五十一条第四項又は第五十六条第二項(第十四条第一項、第五十一条第四項及び第五十六条第二項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第三十二条又は第三十三条(これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合

合を含む。)の規定による禁止、停止又は制限に違反したとき。

三 第三十六条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入したとき。

四 第四十六条の八第一項、第四十六条の十一第一項、第四十六条の十三第一項(これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。)又は第四十六条の十八第一項(第四十六条の二十第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第四十六条の十八第三項(第四十六条の二十第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

六 第五十一条第七項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五十一条第七項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七 第五十二条第二項(第六十二条第一項に

において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十六条 第十二条の六第二項又は第三十四条の二第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の六第三項（第四十六条の八第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

二 第四十六条の十一第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をしたとき。

三 第四十六条の十一第四項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第四十六条の十六第二項（第四十六条の二十第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準

用する場合を含む。)又は第四十六条の十七第二項(第四十六条の二十第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

四 第四十六条の十九第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項又は第三十条(第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

二 第八条の二、第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第四項若しくは第六項、第二十六条第四項若しくは第六項、第二十八条第二項又は第二十八条の二第一項(第八条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第四項及び第六項、第二十六条第四項及び第六項、第二十八条第二項並びに

第二十八条の二第一項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第十条第三項、第十五条又は第二十五条の二第三項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通行の制限又は遮断に違反したとき。

四 第十四条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項又は第四十条第四項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指示（第十四条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による指示については、第十四条第二項の措置をとるべき旨の指示に限る。）に違反したとき。

五 第十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による届出をしないで、第十八条に規定する家畜を殺したとき。

六 第二十条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による剖検又は殺処分を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

七 第二十九条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による標識を付することを拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 第三十一条第一項（第六十二条第一項に

-
- において準用する場合を含む。）の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 九 第三十四条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反したとき。
- 十 第四十条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 十一 第四十条第五項、第四十五条第五項若しくは第四十六条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 十二 第四十二条第二項又は第四十三条第五項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。
- 十三 第四十六条第二項又は第三項の規定による命令に違反し、又はこれらの規定による隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 十四 第四十六条第四項又は第五十一条第五項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 十五 第四十六条の三（第六十二条第一項に
-

において準用する場合を含む。）の規定による消毒を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十六 第四十六条の八第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第四十六条の八第一項ただし書（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する変更をしたとき。

十七 第四十六条の十四（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十五（第四十六条の二十第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十八 第四十六条の十八第二項（第四十六条の二十第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十六条の十九第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十九 第五十一条第一項又は同条第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による検査、採取若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五十一条第一項又は同条第二項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたと

き。

二十 第五十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十三条 五千万円以下の罰金刑

二 第六十四条から前条まで 各本条の罰金刑

第七十条 第十二条の四第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四十六条の十二第一項の規定による届出をしないで、同項に規定する家畜伝染病病原体の所持を開始した者

二 第四十六条の十二第三項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 第四十六条の十三第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし

た者

四 第六十二条第一項において第四十六条の十二第一項の規定を準用する場合において、同項の規定による届出をしないで、第六十二条第一項の規定により政令で指定された動物の疾病に係る病原体の所持を開始した者

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第四十六条の八第三項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十六条の十二第二項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつた者
